大阪府障害者差別解消協議会規則及び大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

　　令和三年三月十一日

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府規則第十四号

大阪府障害者差別解消協議会規則及び大阪府障害を理由とする差別

の解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（大阪府障害者差別解消協議会規則の一部改正）

第一条　大阪府障害者差別解消協議会規則（平成二十八年大阪府規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （専門委員）第三条　（略）２　専門委員は、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号。以下「条例」という。）第九条第三項の専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。（合議体）第六条　条例第九条第五項に規定する合議体（以下「合議体」という。）は、委員等のうちから会長が指名する者五人をもって構成する。２―７　（略） | （専門委員）第三条　（略）２　専門委員は、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号。以下「条例」という。）第八条第三項の専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。（合議体）第六条　条例第八条第五項に規定する合議体（以下「合議体」という。）は、委員等のうちから会長が指名する者五人をもって構成する。２―７　（略） |
|  |  |

（大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第二条　大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成二十八年大阪府規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （あっせんの求め）第三条　条例第十条第一項の規定によりあっせんを求めようとする障害者等（以下この条において「障害者等」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該あっせんを求めようとする障害者等が当該書面の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると認められるときは、口頭ですることができる。　一―六　（略）２・３　（略）４　前項の規定による陳述を聴取した職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。５　障害者以外の者があっせんを求める場合には、紛争事案に係る障害者が当該あっせんの求めに同意していることその他の当該あっせんの求めが条例第十条第一項ただし書の規定に該当しないことを証明しなければならない。（あっせんの開始等）第四条　知事は、条例第十一条第二項の規定によりあっせんを行うときは、紛争事案の当事者に対して、遅滞なく、その旨を通知する。２　知事は、条例第十一条第二項の規定によりあっせんを行うことが適当でないと認めたときは、あっせんを求めた障害者等に対して、遅滞なく、その旨及びその理由を通知する。（あっせん案の提示）第五条　条例第十一条第四項の規定によるあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案の当事者に送付することにより行わなければならない。　一―三　（略）（あっせんの終了）第六条　知事は、条例第十一条第五項の規定によりあっせんが終了したときは、紛争事案の当事者に対して、遅滞なく、その旨及びその理由を通知する。（勧告）第七条　条例第十二条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。　一―四　（略）（公表）第八条　条例第十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項について行うものとする。　一　条例第十二条第二項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所　二・三　（略） | （あっせんの求め）第三条　条例第九条第一項の規定によりあっせんを求めようとする障害者等（以下この条において「障害者等」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該あっせんを求めようとする障害者等が当該書面の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると認められるときは、口頭ですることができる。　一―六　（略）２・３　（略）４　前項の規定による陳述を聴取した職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名又は記名押印を求めなければならない。５　障害者以外の者があっせんを求める場合には、紛争事案に係る障害者が当該あっせんの求めに同意していることその他の当該あっせんの求めが条例第九条第一項ただし書の規定に該当しないことを証明しなければならない。（あっせんの開始等）第四条　知事は、条例第十条第二項の規定によりあっせんを行うときは、紛争事案の当事者に対して、遅滞なく、その旨を通知する。２　知事は、条例第十条第二項の規定によりあっせんを行うことが適当でないと認めたときは、あっせんを求めた障害者等に対して、遅滞なく、その旨及びその理由を通知する。（あっせん案の提示）第五条　条例第十条第四項の規定によるあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案の当事者に送付することにより行わなければならない。　一―三　（略）（あっせんの終了）第六条　知事は、条例第十条第五項の規定によりあっせんが終了したときは、紛争事案の当事者に対して、遅滞なく、その旨及びその理由を通知する。（勧告）第七条　条例第十一条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。　一―四　（略）（公表）第八条　条例第十二条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項について行うものとする。　一　条例第十一条第二項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所　二・三　（略） |
|  |  |

附　則

　この規則は、令和三年四月一日から施行する。